

北本市会計年度任用職員登録制度のご案内

北本市では、会計年度任用職員（パートタイム）として市役所で勤務していただける方を随時募集しています。

1 登録制度について

○会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、1会計年度を超えない範囲内で任用される非常勤の公務員です。

○登録制度とは

会計年度任用職員として勤務していただける方にあらかじめ登録をしていただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し採用するものです。

※採用は業務発生状況等に応じて随時行いますので登録しても必ず採用されるとは限りませんので、ご了承ください。

※登録の有効期間は登録日の属する会計年度の末日から2年間です。

2 勤務条件

項目	内容
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	一般事務 保育士、保健師、栄養士、調理員、用務員
報酬	一般事務 時給 1,000 円 保健師 時給 1,580 円～1,690 円程度 保育士 時給 1,090 円～1,230 円程度 栄養士 時給 1,080 円 調理員、用務員 時給 1,060 円 ※報酬は、職種、勤務形態等により異なります。
諸手当等	通勤手当（費用弁償として支給） 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当（報酬として支給） 期末手当 ※期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。
勤務時間	勤務日数 週5日以内 勤務時間 1日7時間45分以内、1週間38時間45分以内（休憩時間1時間を除く） ※時間外勤務が発生する場合があります。

休日	週休日（原則として土曜日、日曜日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日） ※職種や勤務場所等によって異なる場合があります。
休暇制度	年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇（忌引、結婚休暇、介護休暇等） ※任用期間、勤務時間等により、取得要件や日数が異なります。
勤務地	市役所本庁舎、市内保育所等、市内小中学校
任用期間	1年以内 （任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内） ※ただし、任用から1か月間は条件付採用となります。 ※翌年度も職が設定され、従前の勤務成績が良好な場合、再度任用される場合があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※一定の要件を満たす場合に加入します。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度または労働者災害保険のいずれかが適用されます。
服務	地方公務員法の適用を受けるため、守秘義務、職務専念義務等が適用されます。

3 登録方法について

(1) 登録申請書

①配布

総務課職員係及び下記各窓口で配布

②ホームページ

「北本市会計年度任用職員及び臨時的任用職員登録制度」からダウンロード

(2) 提出書類等

①提出書類

- ・登録申請書
- ・資格証等の写し（資格・免許等が必要な職種）

②提出先 総務課職員係

保育士、栄養士、調理員、用務員（保育所勤務）はこども課
保健師は健康づくり課

栄養士、調理員、用務員（学校勤務）は教育総務課

4 その他

・会計年度任用職員への任用を希望しなくなった場合は、登録を抹消しますので必ずご連絡ください。

※ 次のいずれかに該当する方は登録することができません。(地方公務員法第16条)

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 北本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



とまちゃん

【登録についてのお問い合わせ】

北本市役所 総務部 総務課 職員担当

〒364-8633 北本市本町1-111

電話 048-591-1111 (内線2254・2255・2258)

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>